

令和6年度（2024年度）金沢大学法科大学院 入学試験問題

【B日程】法律専門科目試験

民法 出題の意図

問題1

民法94条2項の類推適用に関する問いである。不動産については公信の原則が認められておらず、不実の登記を信頼して取引に入った者も、登記に示された権利を取得しないが、不実の登記（虚偽の外形）の作出に真の権利者が関与している場合に、登記（外形）を信頼して取引に入った第三者のほうを保護するための根拠として用いられる。その理由、94条2項適用との類似性、具体的事例（外形自己作出型、外形他人作出型）について記述することが求められる。

問題2

取引的不法行為事例における使用者責任の成否に関する問いである。民法715条の要件「事業の執行について」の解釈、被害者の認識との関係について論じることが求められている。最判昭和32年7月16日民集11巻7号1254頁や、最判昭和42年11月2日民集21巻9号2278頁が参考になる。本問の事案のもとで、被害者に重大な過失があるとみれば、事業執行性が否定され、使用者責任は成立しないという理論を展開することになる。被害者に重大な過失はないとみれば、事業執行性は肯定され、使用者責任は成立するものの、過失相殺が考えられる。